

## ⑥ 退去時の手続き

住宅を明け渡すときは次の手続きをしてください。

### ○住宅明渡届の提出

明け渡し予定日の10日前までに入居保証金の保管証を添付して、指定管理者へ届け出てください。その際にはご印鑑・市営住宅名義人の口座がわかるもの（通帳など）をご持参ください。

- ・明渡届を提出していただいた時に、退去検査の日にちを決めさせていただきます。

### ○電気・ガス・水道の閉栓

電気・ガス・水道の閉栓については、退去者ご自身で各供給機関に退去を通知して精算を行ってください。

### ○退去検査

退去者は、住宅内外（倉庫含む）の荷物の搬出・自らが設置した工作物等の撤去及び清掃を行い、入居時の状態に復旧して頂いた後、住宅の退去検査を受けていただきます。検査は、退去者・指定管理者・修繕業者の3者で行います。住宅修繕箇所の補修費用（畳の表替え、襖の貼替え、その他入居者の責によるもの）は、**当日現金にて、修繕業者にお支払いしていただきます。**

### ○カギの返還

カギは検査終了後、スペア・倉庫の鍵を含めて全て返還してください。

### ○敷金（入居保証金）の還付

退去時には、入居時に納めていただいた保証金が還付されますが、家賃の未納分や未補修がある場合は、これを差し引いて還付します。ただし、これらの費用が保証金を超過するときは、その差額を退去検査当日に現金でお支払いしていただきます。（家賃の未納分は金融機関で納めてください。）